**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十九年十二月二日開催の社員総会の議決並びに浜松市長の認可により、平成三十年三月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十日

静岡県浜松市北区初生町八一八番地の七
医療法人社団吉澤小児科
代表清算人　吉澤　圭子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県一関市舞川字谷地一九三番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　芦萱　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

事務所岩手県一関市千厩町千厩字北方二二番地二
相続財産管理人　司法書士　加藤　勝彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市細谷町一八四七番地、最後の住所群馬県高崎市箕郷町松之沢三三三番地
被相続人　亡　塚越　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

群馬県高崎市檜物町一三二番地
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県秩父市田村三七二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　増田　實雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

埼玉県秩父市上町二丁目一二番四号クレール上町一階一〇一号室
相続財産管理人　島田　浩幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県市原市岩崎七二七番地、最後の住所千葉県市原市岩崎二丁目一四番地二
被相続人　亡　時田金次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

事務所千葉県館山市北条一〇二〇番地一村松法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市小名浜字本町七二番地、最後の住所千葉市若葉区若松町七九二番地一養護老人ホーム清和園
被相続人　亡　柳内　孝泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

事務所千葉県船橋市前原東一丁目五番四号アソルティ津田沼三階　徳永法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳永　幸生

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都墨田区向島四丁目八番、最後の住所東京都墨田区向島四丁目八番一〇―五〇四号エルミ向島　被相続人　亡　奈良原一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル三〇六ＳＰＥＳ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都日野市東豊田二丁目二二番地八、最後の住所東京都日野市東豊田二丁目二二番地の八　被相続人　亡　飯島　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

東京都府中市宮西町二―一三―三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市東山区八坂通下河原東入上田町八五番地、最後の住所京都府京田辺市大住仲ノ谷一四番地の一　被相続人　亡　中村　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

京都市中京区富小路通二条上る鍛冶屋町三六八番二松枝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久保　祐貴

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県いすみ市小沢五三〇番地、最後の住所京都市山科区椥辻西潰九番地の一　山科セントラルハイツ一〇五号
被相続人　亡　石井　教裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町六五九番地　烏丸中央ビル八階
相続財産管理人　弁護士　内村　和朝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府堺市堺区寺地町東一丁八番地、最後の住所大阪府堺市堺区甲斐町西一丁一番二八―九〇一号　被相続人　亡　藤井マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人　弁護士　鳥羽　耕一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島市西区東観音町二〇六八番地一、最後の住所広島市安佐北区倉掛三丁目五〇番一号　被相続人　亡　上田津矢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十日

事務所広島市中区上八丁堀四番二七号　上八丁堀ビル三階
相続財産管理人　弁護士　芥川　宏

# 第19期決算公告

平成30年5月10日　広島県広島市中区橋本町10番6号

**東洋インキ中四国株式会社**

代表取締役　近藤　毅

**貸借対照表の要旨**　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 5,021,570 | 流動負債 | 4,813,261 |
| 固定資産 | 1,080,558 | **負債合計** | **4,813,261** |
| 有形固定資産 | 103,385 | 株主資本 | 1,288,867 |
| 無形固定資産 | 133 | 資本金 | 340,050 |
| 投資その他の資産 | 977,040 | 利益剰余金 | 948,817 |
| | | 利益準備金 | 85,012 |
| | | その他利益剰余金 | 863,805 |
| | | （うち当期純利益） | （242,437） |
| | | **純資産合計** | **1,288,867** |
| **資産合計** | **6,102,128** | **負債・純資産合計** | **6,102,128** |